



パイロット

「上場間近のため必ずもうかる」「未公開株を購入すれば、すぐ開株の購入を勧められ

の後、「販売した業者と連絡がつかない」「発行会社に問い合わせると、上場の予定はない」などといった未公開株に関するトラブルが増加しています。

返金求めるのは困難

未公開株とは、証券取引所に上場していない株のことで、販売できるのは、金融厅に登録した証券会社や当該未公開株の発行会社だけです。未公開株を販売した業者が、詐欺罪

消費生活に関する相談は、近くの市町村の消費生活相談窓口、またはアイネス（県消費生活センター）まで。（県消費生活・男女共同参画プラザ）アイネス、☎ 097-534-0999 消費生
活相談電話）

未公開株めぐるトラブル

で逮捕された事例も多くありますし、万一、契約してしまった場